

このパンフレットをご覧のみなさんへ

長崎県では、障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いを大切に、共に支え合いながら、安心して生活したり、勉強したり、働くことができる「共生社会」の実現をめざして、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」をつくりました。

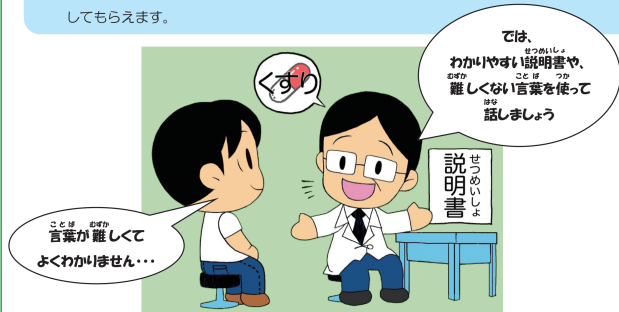
この条例には、障害のある人に対する差別をなくすために、県民のみなさんが守らなければならない大切な「きまり」が書かれています。難しい言葉がたくさんありますので、できるだけわかりやすく説明するために、このパンフレットをつくりました。

ほごしゃ しえんしゃなど かた 保護者・支援者等の方へ

このパンフレットは、障害のある人が自分のことは自分で決められるように、条例の内容を可能な限りわかりやすく紹介しています。

医療の提供…病院を受診するときは

- 病気やケガを治すために、あなたに合った方法で診察・治療をしてもらえます。
- どうしても入院や通院をしないとイケないときは、わかるように説明してもらえます。
- 病院は、あなたの受診を断れません。理由があって断るときは、わかるように説明してもらえます。



不均等待遇とは…こんなことはありませんでしたか？

- ① 特別な理由がないのに、あなたが希望しない医療を無理に受けさせられた。
 - ② 何をされるかわからず怖がっていたら、説明もなく診察を断られた。
- 合理的配慮の例…こんなことがしてもらえたり、求めることができます！
- ① 難しい言葉を使わず、わかりやすい言葉や写真、絵などで、医療について説明を求めることができる。
 - ② わからないことがあれば、相談に乗ってもらえる。
 - ③ 注射をするときにやさしく声をかけてくれるなど、あなたに合った対応を求めることができる。

日常生活や社会生活における差別の禁止を

定めている10の個別分野について、当事者が、「したいこと、できること」を理解できるようにイラストとあわせて表現しています。

（青色着色部とイラスト）

また、下段部分は、「不均等待遇」・「合理的配慮」の例を紹介していますが、この段

は、相談を受けたときに補足説明を加えながら活用していただくことを目的としています。

（黄色着色部）

しょうがい ひと ひと とも い へいわ ながさきけん じょうれい 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例

この条例では、しょうがい しょうがい ひと ひと おな せいかつ へいわ ながさきけん
この条例では、障害のある人もない人も、同じように生活ができる平和な長崎県を
めざ
目指して、

- しょうがい ひと さべつ きんし
○ 障害のある人への差別を禁止すること
- さべつ くふう さだ
○ 差別がなくなるような工夫をすること を定めています。

じょうれい ○ 条例とは・・・

ながさきけん つく じょうれい けんみん まも やくそくごと
長崎県が作ったきまりです。この条例には、県民のみなさんが守らなければならない約束事
が、決められています。

さべつ ○ 差別とは・・・

み りゆう ふきんとうたいぐう ごうりてきはいりょ
だれが見ても、しかたがないという理由がないのに、「不均等待遇」をすることや、「合理的配慮」
をしないことをいいます。

ふきんとうたいぐう ○ 不均等待遇とは・・・

しょうがい りゆう くべつ なかま い しょうがい ひと ちが あつか
障害があることを理由に、区別したり、仲間に入れなかったり、障害のない人と違う扱いを
することをいいます。

しょうがい ひと いのち あんぜん まも ぜんぶ
ただし、障害のある人の命や安全を守るために、しかたがないときもあり、そのときは全部
が差別といえないこともあります。

ごうりてきはいりょ ○ 合理的配慮とは・・・

しょうがい しょうがい ひと おな せいかつ しゃかい かいしゃ ひつよう へんこう
障害があっても、障害のない人と同じように生活できるよう、社会や会社が必要な変更や
くふう しょうがい ひと へんこう もと なに
工夫をすることをいいます。障害のある人から変更を求められたのに、何もしないでいること
さべつ かね むり
は差別したことになります。ただし、たくさんお金がかかったり、どうしても無理なこともあり、
そのときは全部が差別とはいえないこともあります。

ふくし ていきょう ふくししせつ りょう
福祉サービスの提供 … 福祉施設などを利用するときは

- あなたに合った施設やグループホームに入れます。
- わからないことがあれば、相談支援事業所、行政（県庁や市役所、町役場）の窓口、施設の職員などに相談できます。
- 施設やグループホームは、あなたの利用を断れません。施設の利用をしたいけれど、理由があって入れないときは、わかるように説明してもらえます。



ふきんとうたいぐう
不均等待遇とは・・・こんなことはありませんでしたか？

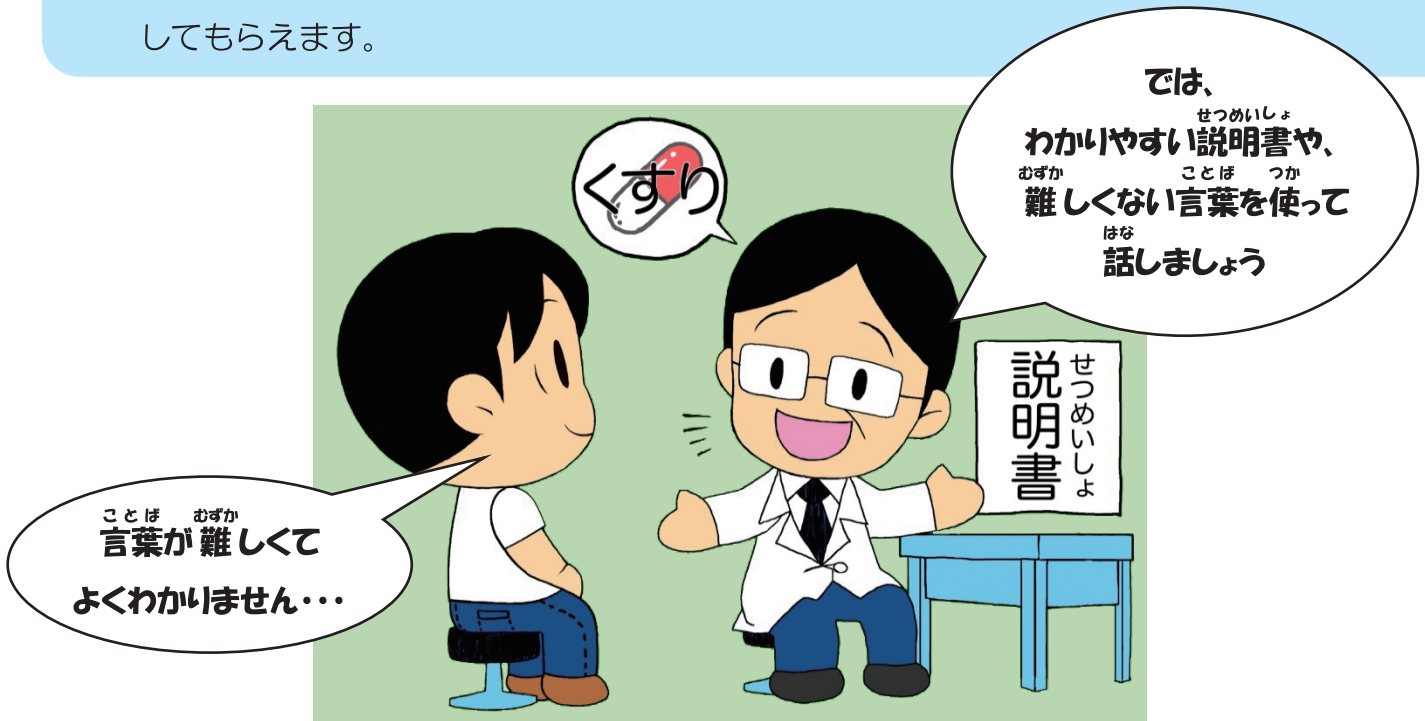
- ① 「障害があるから」と、希望していない施設入所を決められた。
- ② あなたや家族が納得していないのに、福祉サービスが始まった。

ごうりてきはいりょ れい もと
合理的配慮の例・・・こんなことがしてもらえたり、求めることができます！

- ① わかりやすい言葉や写真、絵などを使って、福祉サービスについて説明をもらえる。
- ② わからないことがあれば、相談に乗ってもらえる。
- ③ あなたに合っている施設はどこなのか、施設見学などを通して一緒に考えてもらえる。

いりょう ていきょう びょういん じゅしん
医療の提供…病院を受診するときは

- 病気やケガを治すために、あなたに合った方法で診察・治療をしてもらえます。
- どうしても入院や通院をしないといけないときは、わかるように説明してもらえます。
- 病院は、あなたの受診を断れません。理由があって断るときは、わかるように説明してもらえます。



ふきんとうたいぐう
不均等待遇とは…こんなことはありませんでしたか？

- ① 特別な理由がないのに、あなたが希望しない医療を無理に受けさせられた。
- ② 何をされるかわからず怖がっていたら、説明もなく診察を断られた。

ごうりてきはいりょ れい もと
合理的配慮の例…こんなことがしてもらえたり、求めることができます！

- ① 難しい言葉を使わず、わかりやすい言葉や写真、絵などで、医療について説明を
 求めることができる。
- ② わからないことがあれば、相談に乗ってもらえる。
- ③ 注射をするときにやさしく声をかけてくれるなど、あなたに合った対応を求める
 ことができる。

- 車いすを利用していても、レストランで食事ができます。
- 障害があっても、一人でバスツアーを申し込むことができます。
- 買いたい商品があるときは、わかりやすく説明してもらえます。
- 障害があっても契約ができるし、商品を買えます。(後見人制度を利用している場合は、事前に相談が必要となることもあります。)



ふきんとうだいぐう

不均等待遇とは・・・こんなことはありませんでしたか？

- ① 「車いすを使っているから」と、レストランなどへ入れてもらえなかった。
- ② 一人で旅行をしようと旅行代理店にバスツアーを申し込んだが、「障害のある人は、保護者同伴でないと申し込みできません。」と言われた。
- ③ 「障害があるから使いこなせない」と判断されて、欲しくない別の商品を勧められた。

ごうりてきはいりょ れい

合理的配慮の例・・・こんなことがしてもらえたり、求めることができます！

- ① メニューには、わかりやすいように、写真・ふりがななどを入れてくれるよう求めることができる。
- ② 買いたい商品について、機能や使いやすさなどを知りたいときは、お店の人にわかりやすい説明を求めることができる。